

宿毛市犯罪被害者等見舞金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宿毛市犯罪被害者等支援条例（令和8年宿毛市条例第6号）第8条の規定に基づき、犯罪被害者等に対して行う見舞金（以下「見舞金」という。）の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいい、犯罪行為の時又はその直後における心身の被害であって、その後の死亡又は重傷病の原因となり得るものを含む。ただし、警察への照会等により市長が客観的に犯罪被害を確認できる場合に限る。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪被害者又はその遺族をいう。
- (5) 重傷病 負傷若しくは疾病が治り、又はその症状が固定する前における当該負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養の期間が1月以上、かつ、3日以上入院を要すると医師により診断されたものをいう。
- (6) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者又はやむを得ない理由により本市の住民基本台帳に記録をされずに市内に居住している者をいう。

(見舞金の給付対象者等)

第3条 市長は、犯罪被害者等に対して、見舞金を給付するものとする。

2 見舞金の種類は、次に掲げるとおりとし、当該各号に定める者に対して給付する。

- (1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者の第一順位遺族（次条第1項から第3項による第一順位の遺族をいう。以下同じ。）であって、当該犯罪が行われた時において市民であった者

(2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者（当該犯罪が行われた時に市民であった者に限る。）

(遺族の範囲及び順位)

第4条 遺族見舞金の給付対象となる遺族は、犯罪被害者等の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪被害者の死亡の当時、胎児であった子が出生した場合において、前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪被害者の死亡の当時、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては、同項第2号の子と、その他のときにあっては、同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の給付を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については、養父母を先とし、実父母を後とする。ただし、当該遺族間での協議において代表者を決定した場合は、その代表者（同項各号に掲げる者に限る。）を第一順位遺族とすることができる。

4 前項の場合において、遺族見舞金の給付を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるとき、その1人に対してした給付は、全員に対してなされたものとみなす。

(見舞金の給付額)

第5条 見舞金の給付額は、次の各号に定める額とする。ただし、他の地方公共団体から見舞金と同種の金銭給付を受けた場合にあつては、当該金銭給付の額の限度において、見舞金を給付しない。

- (1) 遺族見舞金 30万円
- (2) 重傷病見舞金 10万円

2 重傷病見舞金の給付を受けた者が当該重傷病見舞金の受給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合における遺族見舞金の額は、前項第1号の規定にかかわらず、20万円とする。

(見舞金を給付しない場合)

第6条 市長は、次に掲げる場合には、見舞金を給付しないものとする。

- (1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第一順位遺族と加害者との間に三等親以内の親族関係（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含

む。)がある場合。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合を除く。

ア 婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合、その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合

イ 犯罪被害者が18歳未満の者で見舞金を受給する立場であった場合

ウ 犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合

(2) 犯罪被害者又は第一順位遺族に、当該犯罪行為を教唆し、若しくはほう助する行為、過度の暴力若しくは脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為、又はその他の当該犯罪被害につき、その責めに帰すべき行為があった場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、犯罪被害者である市民が当該犯罪等の行為を容認していたことや、その遺族又は親族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支援することが社会通念上適切でないと認められる場合

2 市長は、犯罪被害者又は第一順位遺族が、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、見舞金を給付しないものとする。

(1) 暴力団員（宿毛市暴力団排除条例（平成23年宿毛市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

(2) 暴力団（宿毛市暴力団排除条例（平成23年宿毛市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると市長が認める者

（見舞金の給付の申請）

第7条 見舞金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宿毛市遺族見舞金給付申請書兼請求書（第1号様式）又は宿毛市重傷病見舞金給付申請書兼請求書（第2号様式）を市長に提出し、その申請をしなければならない。ただし、申請者が未成年者又はやむを得ない事情により当該見舞金の給付の申請ができない場合は、当該申請者の法定代理人が申請することができる。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じて、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 遺族見舞金

ア 犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の住所又は居住を証明することができる書類（住民票の写し等）

イ 申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の全部（個人）事項証明書（戸籍謄本・抄本）その他の地方公共団体の長が発行する証明書

ウ 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住

民票の写し等)

エ 犯罪行為により死亡した者の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

オ その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金

ア 犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居住を証明することができる書類 (住民票の写し等)

イ 犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病に該当することを証明することができる医師の診断書

ウ その他市長が必要と認める書類

(申請の期限)

第8条 前条の規定による申請は、申請者が犯罪行為による死亡又は重傷病の発生を知った日から2年を経過したとき、又は犯罪行為による死亡若しくは重傷病の発生した日から7年を経過したときは、することができない。

2 前項の規定にかかわらず、当該犯罪行為の加害者により身体の一部を不当に拘束されていたことその他やむを得ない理由により同項に規定する期間を経過する前に前条の申請をすることができなかつたときは、その理由がやんだ日から6月以内に限り、前条の申請をすることができる。

(給付の決定等)

第9条 市長は、第7条の規定による申請があつた場合には、速やかに当該申請に係る見舞金の給付の決定又は不給付の決定をし、宿毛市犯罪被害者等見舞金給付決定通知書(第3号様式)又は宿毛市犯罪被害者等見舞金不給付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行うため必要があるときは、申請者その他関係人に対して、報告させ、又は関係機関等に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定により給付を決定したときは、当該給付の決定を受けた者(以下「給付対象者」という。)に対し、速やかに見舞金を給付するものとする。

(給付の決定の取消し)

第10条 市長は、給付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金の給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 給付対象者が偽りその他不正の手段により見舞金の給付の決定を受けたとき。

- (2) 給付対象者が見舞金の給付を受ける資格がないと判断したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該見舞金の給付の決定を取り消すことが適当であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により見舞金の給付の決定を取り消したときは、宿毛市犯罪被害者等見舞金給付決定取消通知書（第5号様式）により給付対象者に通知するものとする。

（見舞金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により見舞金の給付の決定を取り消した場合において、既に給付した見舞金があるときは、期限を定めて当該取消しに係る見舞金について返還を命ずるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、見舞金の給付に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この告示の規定は、この告示の施行の日以後に発生した犯罪被害について適用する。

第1号様式（第7条関係）

宿毛市遺族見舞金給付申請書兼請求書

年 月 日

宿毛市長 様

申請者 住所 _____

ふりがな
氏名 _____

電話 _____

被害者との続柄 _____

次のとおり、宿毛市犯罪被害者等見舞金給付要綱第7条の規定により遺族見舞金の給付を申請します。また、遺族見舞金の給付決定後、遺族見舞金を次のとおり、請求します。

犯罪被害者	被害時の住所				
	ふり氏	がな名			
	生 年 月 日		年	月	日
	死 亡 年 月 日		年	月	日
犯罪が行われた日時		年 月 日 午前・午後		時	分・頃
犯罪が行われた場所					
犯罪被害の発生状況					
取扱警察署等		都道府県		警察署	
被害届受理番号等 ※わかる方は記入		受理年月日		年	月 日
申請履歴		同一事件で見舞金等の申請をしたことが 有 (見舞金等名称) ・ 無			
遺族見舞金の額		☐ 30万円 ☐ 20万円			
他の第1順位遺族	氏 名	被害者との続柄	住 所		
振込口座	金融機関名			支店名等	
	種 別	普通・当座		口座番号	
	フリガナ 口座名義 (申請者口座)				

《裏面に続く》

添付書類（次のうち、必要なもの）

添付	必要書類	確認
☐	犯罪行為が行われた時における犯罪被害者の住所又は居所を証明することができる書類（住民票の写し等）	☐
☐	申請者と犯罪被害者との続柄を証する戸籍の全部（個人）事項証明書（戸籍謄本・抄本）その他の地方公共団体の長が発行する証明書	☐
☐	申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し等）	☐
☐	犯罪行為により死亡した者の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類	☐
☐	代理人が代理申請する場合は、代理人であることを証明する書類（委任状等）	☐

同意・確認等の事項

- ☐ 宿毛市犯罪被害者等見舞金給付要綱第6条に規定する見舞金を給付しない場合に該当しません。
- ☐ 見舞金の受給後に、偽りその他不正の手段により見舞金の給付の決定若しくは給付を受けたこと又は宿毛市犯罪被害者等見舞金給付要綱の規定に違反したことが判明した場合は、同要綱第10条の規定に基づき、既に給付を受けた見舞金を速やかに返還することに同意します。
- ☐ 申請者である私は、宿毛市犯罪被害者等見舞金給付要綱第4条第3項に規定する第一順位の遺族（遺族間での協議で決定された代表者を含む。）に相違ありません。
また、遺族間で問題が生じた場合には、遺族間で全て解決し、貴市に一切の迷惑をかけないことを誓約します。
- ☐ 犯罪被害者が犯罪行為により受けた被害の内容、病名、診療の経過等について、警察、医療機関、その他の関係機関に確認し、回答を得ることに同意します。

第2号様式（第7条関係）

宿毛市重傷病見舞金給付申請書兼請求書

年 月 日

宿毛市長 様

申請者 住所 _____

ふりがな
氏名 _____

電話 _____

次のとおり、宿毛市犯罪被害者等見舞金給付要綱第7条の規定により重傷病見舞金の給付を申請します。また、重傷病見舞金の給付決定後、重傷病見舞金を次のとおり、請求します。

犯罪被害者	被害時の住所			
	ふり氏 名			
	生 年 月 日	年	月	日
犯罪が行われた日時		年	月	日 午前・午後 時 分・頃
犯罪が行われた場所				
犯罪被害の発生状況				
取扱警察署等		都道府県	警察署	
被害届受理番号等 ※わかる方は記入		受理年月日	年	月 日
申請履歴		同一事件で見舞金等の申請をしたことが 有 (見舞金等名称) ・ 無		
重傷病見舞金		10万円		
振込口座	金融機関名		支店名等	
	種 別	普通・当座	口座番号	
	フリ 座リ ガ ナ 口 座 名 義			

《裏面に続く》

添付書類

添付	必要書類	確認
☐	犯罪行為が行われた時における申請者の住所又は居所を証明することができる書類（住民票の写し等）	☐
☐	犯罪被害者が負った傷害又は疾病が重傷病（療養期間 1 か月以上、かつ 3 日以上入院を要するもの）に該当することを証明することができる医師の診断書	☐
☐	代理人が代理申請する場合は、代理人であることを証明する書類（委任状等）	☐

同意・確認事項

- ☐ 宿毛市犯罪被害者等見舞金給付要綱第 6 条に規定する見舞金を給付しない場合に該当しません。
- ☐ 見舞金の受給後に、偽りその他不正の手段により見舞金の給付の決定若しくは給付を受けたこと又は宿毛市犯罪被害者等見舞金給付要綱の規定に違反したことが判明した場合は、同要綱第 10 条の規定に基づき、既に給付を受けた見舞金を速やかに返還することに同意します。
- ☐ 犯罪被害者が犯罪行為により受けた被害の内容、病名、診療の経過等について、警察、医療機関その他の関係機関に確認し、回答を得ることに同意します。

第 3 号様式（第 9 条関係）

宿 人 第 号
年 月 日

宿毛市犯罪被害者等見舞金給付決定通知書

様

宿毛市長

年 月 日付けで給付の申請がありました宿毛市犯罪被害者等見舞金については、宿毛市犯罪被害者等見舞金給付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり給付することに決定しましたので通知します。

記

見舞金の種類

見舞金の額 金 円

第4号様式（第9条関係）

宿 人 第 号
年 月 日

宿毛市犯罪被害者等見舞金不給付決定通知書

様

宿毛市長

年 月 日付けで給付の申請がありました宿毛市市犯罪被害者等
見舞金については、宿毛市犯罪被害者等見舞金給付要綱第9条の規定により、
下記のとおり給付しないことに決定しましたので通知します。

記

見舞金の種類

理 由

第5号様式（第10条関係）

宿 人 第 号
年 月 日

宿毛市犯罪被害者等見舞金給付決定取消通知書

様

宿毛市長

年 月 日付け宿人第 号で給付決定しました宿毛市犯罪被害者等見舞金については、宿毛市犯罪被害者等見舞金給付要綱第10条の規定により、下記のとおりその決定を取り消すこととしましたので通知します。

記

見舞金の種類

理 由